ビジットGIFU協議会準会員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ビジットGIFU協議会(以下「協議会」という。)の準会員に関し、ビジットGIFU協議会会則(以下「会則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

- 第2条 準会員は、岐阜市及びその周辺に本社または事業所を有する団体であることとする。
- 2 会則第11条第2項に規定する参加申し込みは、準会員登録申請書(別記様式第1号)により、会長に申し込むものとする。

(参加範囲)

第3条 準会員は、会則第3条に規定する協議会が実施する事業に参加することができるものとする。

(退会)

第4条 準会員は、退会届(別記様式第2号)を提出し、任意に退会することができる。

附則

この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

準会員登録申請書

年 月 日

ビジットGIFU協議会会長 様

ビジットGIFU協議会の目的に賛同し、下記のとおり準会員として登録を申請します。

記

(ふりがな)	
企業・団体名	
代 表 者	
役職、氏名	
所在地又は住所	
事 業 内 容	
賛同する事業**	
連 絡 先 (全て要記入)	TEL: FAX: E-mail:

なお、申請にあたり以下の事項について、誓約します。

- 1. 私(当社)は岐阜県暴力団排除条例に抵触する違反行為はありません。
- 2. 私(当社)は地域との間に健全な関係を保ち、反社会的な行動はとりません。
- 3. 私(当社)は貴協議会に損害を与えたり、迷惑となるような行為はいたしません。
- ※賛同する事業については会則第3条に規定する事業(1)~(6)から選択し、記入下さい。 (会則第3条)
 - (1) 外国人旅行客の誘致のための事業
 - (2) 外国人旅行客の受入れ体制整備のための事業
 - (3) 効果的な情報発信の取組み
 - (4) 統計資料作成への協力
 - (5) 行政機関との連携に関する取組み
 - (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業